

1 任者から各研修医の研修進捗状況について情報提供を受ける
2 等により、各研修医の研修進捗状況を把握、評価し、修了基
3 準に不足している部分についての研修が行えるようプログラ
4 ム責任者や指導医に指導・助言する等、~~研修医~~が有効な研修
5 が行えるよう配慮するべきである。

6

7

8 3－4 単独型・管理型臨床研修病院の管理者

9

10 管理者は、責任をもって、受け入れた研修医についてあら
11 かじめ定められた研修期間内に臨床研修が修了できるよう努
12 めるべきである。

13 管理者は、研修管理委員会の評価に基づき、研修医が臨床
14 研修を修了したと認めるときは速やかに臨床研修修了証を交
15 付し、修了していないと認めるときは、速やかに当該研修医
16 に対して、理由を付してその旨を文書で通知しなければなら
17 ないこととされている。

18 また、管理者は研修管理委員会の勧告又は研修医の申出を
19 受けて、当該研修医の臨床研修を中断することができるが、
20 中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに当
21 該研修医に対して臨床研修中断証を交付しなければならない
22 こととされている。なお、このような場合においても、管理
23 者は当該研修医に対し、適切な進路指導を行うべきである。

24

25

26

27 4. 評価方法

28

29 4－1. 研修期間中の評価(形成的評価)

30